

平成23年12月16日

内閣総理大臣
農林水産大臣
国土交通大臣 あて
衆議院議長
参議院議長
静岡県知事

磐田市議会議長 小野泰弘

土地利用の規制緩和に関する意見書

リーマン・ショック以降低迷する世界経済の渦中、日本経済は、回復基調の兆しが見え始めた矢先、円高による産業の空洞化等により、深刻な事態に陥っている。また、東北地方太平洋沖地震による津波を機に東海地震が想定されている本市沿岸部の住民の中には、大きな不安を抱き、高台へ住宅地を求めようとする者も少なくない。

しかし、企業用地や住宅用地の新設・移転の需要が高まっても、それらの候補地は、「農地法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「都市計画法」等の土地利用の規制があり、土地の流動化が進んでいない。

一方、農業においては、より一層の農業振興策を推し進めることは勿論のことであるが、農業振興策を行っていながらも耕作放棄地が減少しない現状では、現実に沿った土地利用を推進することも必要である。農業振興と商工業振興の両立を図るなど今後のまちづくりのためにも、土地利用の規制緩和は、喫緊の課題である。

よって、国及び県においては、地域の実情を把握し、市町村の裁量を拡大するためにも、以下のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 農業振興地域の整備に関する法律に定める「農用地区域からの除外」を市の土地利用

政策に沿って行うことに関し、県においてはその地域の実情に合わせて同意の判断をするとともに、将来的には、国においては県知事の同意を不要とすること。

2 都市計画法に定める「区域区分（いわゆる線引き）」において、国は県と行う協議について迅速かつ柔軟に対応すること。

3 農地法に定める「農地の転用」及び「転用のための権利移動」の協議・申請に対し、国及び県においては、迅速かつ柔軟に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。